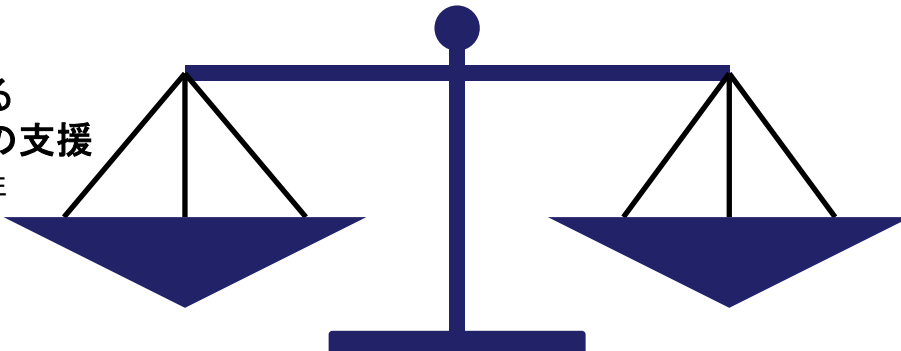


# 医療法における医療に関する広告規制についての基本的考え方

医療に関する  
適切な選択の支援  
(情報の非対称性の軽減)

利用者保護



両者のバランスを取る必要がある。

チラシ、看板、テレビCM等

広告可能な事項  
(客観性・正確性を有するもの)

- ・誘因性 ○
- ・特定性 ○
- ・認知性 ○

自由診療

- ・保険診療と同一の行為
- ・薬事承認された医薬品等を使用するもの等\*

・上記以外のもの  
: 広告不可

法令により  
範囲を規定

医療機関のホームページ

医療法の規制対象ではなく、  
内容は原則自由(ただし、虚偽・  
誇大なものは他法令で規制)

- ・誘因性 ○/×
- ・特定性 ○
- ・認知性 ?

\* 公的医療保険が適用されない旨、及び標準的な費用を併記する場合に限り広告可能(ガイドラインにより規定)

その他の情報発信

医療法の規制対象ではなく  
内容は原則自由

【例】

- ・学术论文、学術発表等
- ・新聞や雑誌等での記事
- ・体験談、手記等
- ・院内掲示、院内で配布するパンフレット等

医療機関のホームページにおいては、  
医療機関間の連携や、院内での取組等の情報発信、  
医師確保のためなど、「誘因性」が低いものがある。